

アスベスト除去工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成九年六月十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿

山下 栄一

アスベスト除去工事に関する質問主意書

去る六月六日の参議院環境特別委員会において、アスベスト工事について労働安全衛生法上、違法性の高い事例が明らかになっているが、昭和三十年代、四十年代に建てられ、アスベストを使用した建築物が老朽化し解体工事が進んでいる中で、国民の生命、身体をむしばむアスベスト問題は看過することのできない問題である。よって、以下政府に対し質問する。

一、労働安全衛生法上、無届出で吹き付けアスベスト除去工事を行った事例が明らかになった場合、事業者及び施工主に対して、労働省及び関係機関はどのような措置を講ずるのか。

二、吹き付けアスベストについて、法令で定められている除去工事の方法以外の方法による違法工事が行われた場合に、事業者及び施工主に対して、労働省及び関係機関はどのように対処されるのか。

三、大気汚染防止法においても吹き付けアスベスト除去工事について、本年四月から届出が義務づけられているが、無届出及び飛散防止義務違反事例が明らかになった場合、事業者及び施工主に対して、環境庁及び関係機関はどのように対処されるのか。

四、アスベスト廃棄物についてはその処理方法が、廃棄物処理法によって厳しく限定されているが、不法投

棄された事実が明らかになった案件について、事業者及び原因者に対して、厚生省及び関係機関は具体的にどのような処置を行っているのか。

右質問する。